

平成30年度青森県U I Jターン還流促進交通費助成要領

施行日：平成30年4月1日

1 趣旨

青森県内企業の人財確保と県外大学生等や転職希望者のU I Jターン就職の促進により、本県への移住と人財の還流・定着を図るため、県内企業がインターンシップ等を実施する際の受入体制の整備を促進することとし、県外大学生等及び転職希望者が県内での就職活動等やインターンシップ参加のために、県外の住所地と県内の目的地の間を移動する交通費について、平成30年度予算の範囲内において助成することとします。なお、その助成については、この要領に定めるところによるものとします。

2 定義

この要領における用語の定義は、以下のとおりです。

(1) 県外大学生等

青森県外の大学（大学に置く大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校及び専修学校等の学生であって、県外に在住する者。

(2) 転職希望者

県内企業に就職を希望する県外大学生等以外であって、県外に在住する者。

(3) 県内企業

青森県内に就業場所となる事業所を開設している企業（県外に本社を置く企業を含む。）。

(4) 事業所等

本社、支社、営業所、工場など、事業活動が行われている場所。

(5) 就職活動等

県内企業が県外大学生等を採用するために実施する、企業説明会（複数企業が参加する合同企業説明会を含む。）、適性試験、筆記試験及び面接、並びに県内企業が実施するインターンシップに参加すること。

(6) インターンシップ

県外大学生等が、県内企業の事業所等において行う就業体験。

※（1）～（4）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団に関与していない者、企業、並びに事業所等であることとします。

3 助成対象者

この要領の助成対象者は、あおもりUターン就職支援センターに利用登録（求職登録）している県外大学生等及び転職希望者であって、県内での就職活動等のために、県外の住所地と県内の目的地の間を移動する者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団に関与していない者）とします。

4 助成対象経費及び助成の額

助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）及び助成金の額は下表のとおりです。

助成対象経費	助成金の額
平成30年度に県外大学生等及び転職希望者が、以下のいずれかに該当する活動のために県外の住所地と県内の目的地の間を移動するのに要した交通費。 ①県内企業が県内で開催する就職に係る企業説明会に参加する場合 ②県内企業が県内で実施する採用試験又は面接を受ける場合 ③県内企業が県内で実施するインターンシップに参加する場合	助成対象経費の2分の1に相当する額又は17,000円（県外大学生及び転職希望者1人につき）のいずれか低い額以内の額とします。

※助成対象経費に係る留意事項

- (1) 県外大学生等及び転職希望者が、県内での就職活動等のために、県外の住所地と県内の目的地の間を移動する際に要する交通費は、公共交通機関を利用した場合に限るものとします。なお、県外の住所地と県内の目的地の往復にかかる交通費を助成対象としますが、往路のみ、復路のみの申請も可能とします。
- (2) 国、県、市町村その他公的支援機関等から同趣旨の助成金の交付を別途受けている場合は、助成対象外とします。
- (3) 公務員試験（国、県、市町村）を受験する場合（説明会への参加を含む。）及び行政機関が実施するインターンシップに参加する場合は対象外とします。

5 申請書等及び申請方法

県内企業が申請する場合は、助成申請書（第1号様式）及び交通費受領書（第2号様式）、助成対象者本人が申請する場合は、助成申請書（第3号様式）、いずれの場合も交通費に係る領収書等証拠書類の原本又はコピーを添付し、県内企業又は助成対象者本人が青森県U I J ターン還流促進交通費助成事業事務局へ申請してください。なお、申請書の提出部数は1通とします。

6 申請に当たっての留意点

- (1) 助成対象経費に該当する1人につき、年度内1回までを対象とします。（同一企業を複数回訪問した場合は、まとめて申請してください。）ただし、予算額に達した場合は、申請期限前に受付終了となります。
- (2) 提出された書類は、原則として返却いたしません。
- (3) 提出書類の様式は、必要に応じて適宜枚数を増やして作成してください。
- (4) 審査に際して、必要に応じて、別途書類の追加等を依頼する場合があります。
- (5) 助成対象となる企業説明会、採用試験、面接、インターンシップ等が行われた場合は、随時申請してください。

7 助成決定通知

申請者には、文書でお送りします。

8 申請期限

平成31年3月15日（金）17時 ※必着

9 助成金の返還

助成決定を受けた県内企業及び助成対象者、又は助成を受けた県内企業及び助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成決定を取り消し、又は既に助成した額の全部若しくは一部の返還を命じることがあります。

- (1) 助成要領の規定に違反したとき
- (2) 不正又は虚偽の申請により、助成決定を受けたとき。

10 申請先

「青森県U I J ターン還流促進交通費助成事業事務局」
弘前市百石町38-1（NPO法人あおもりIT活用サポートセンター内）
電話：050-3591-0252
E-mail：info@aomori-job.jp